

信用取引の契約締結前交付書面（対面取引）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

株式会社 S B I 証券

この書面には、信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差入れていただき、売付けに必要な株券(※)、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等(以下「株券等」と言います。)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。
- 信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。なお、当社の対面取引では、一般信用取引はお取り扱いしておりません。
- 信用取引には、金融商品取引所で行われるものの他、PTS（私設取引システム）において行われるもの（「PTS 信用取引」といいます。）があります。この書面では、特に言及がない限り、PTS 信用取引を含めた信用取引全体に関する説明を記載しています。
- 信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

（※）株券…この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

手数料など諸費用について

- 信用取引を行うにあたっては、別紙3「S B I 証券の信用取引について」に記載の委託手数料、管理費および権利処理等手数料（名義書換料）をいただきます。
- 信用取引の買付けの場合、買付け代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売付けの場合、売付け株券等に対する信用取引貸株料、品貸料、並びに HYPER 料をお支払いいただきます。詳細については、別紙3「S B I 証券の信用取引について」をご覧ください。

委託保証金について

- 信用取引を行うにあたっては、別紙3「S B I 証券の信用取引について」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差入れていただきます。
- 委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙1「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。

信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※1)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差入れていただく必要があります。詳細については、別紙3「SBI証券の信用取引について」をご覧ください。
- 所定の期日までに不足額を差入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部を決済（反対売買または現引・現渡）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

※詳細は、各取引所で公表されている「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」および「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認いただけます。

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

信用取引の仕組みについて

○ 制度信用取引（PTS 制度信用取引については次項をご覧ください）

- 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料および返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によ

って行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等および買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること(貸借取引)ができます。

- 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(制度信用銘柄)かつ当社が独自に取引を制限していない銘柄に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(貸借銘柄)に限られます。
- 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。なお、制度信用取引を継続することが適当でない認められるときには、制度信用取引の返済期限(6か月)の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更(返済期限の繰上げ)が行われることがありますので、ご注意ください。
- 制度信用取引における金利、貸株料は、その時々金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります(※2)。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社にご確認ください。

また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足(貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態)が生じ、この株券等を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料(いわゆる逆日歩)を支払い、買い方はこれを受け取ることとなりますが、品貸料は、その時々株券調達状況等に基づき決定されることとなります(※2)。

- 制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。
- 制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割、株式無償割当て、会社分割、株式分配、その他権利付与(以下「株式分割等」と言います。)による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。(注)例えば、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

⇒売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合(分割比率1:2等)

株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値(約定値段)を減額します。

⇒上記以外の株式分割の場合(分割比率1:1.5等)

金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値(約定値段)より引き下げます。

また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと(通常、配当落ちの約3か月後)、配当落調整金を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。

(注) 制度信用取引では、お客様が買付けた株券等は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券等に株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性および換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値又は無価値に等しい

場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

・証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券等の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限又は停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引による返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

○ PTS 制度信用取引

- ・ PTS 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、PTS において行われる信用取引です。品貸料及び返済期限は、日本証券業協会の認可会員である私設取引システム運営業者（以下、「PTS 運営業者」といいます。）が、日本証券業協会の規則に基づき決定しています。また、PTS 制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること(貸借取引)ができます。
- ・ PTS 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(制度信用銘柄)の中から証券金融会社が選定した銘柄から、PTS 運営業者が選定した銘柄に限られます。なお、PTS 制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、PTS 制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(貸借銘柄)の中から証券金融会社が選定した銘柄から、PTS 運営業者が選定した銘柄に限られます。
- ・ PTS 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えてPTS 制度信用取引を継続することはできません。なお、金融商品取引所が制度信用取引を継続することが適当でない認め、制度信用取引の返済期限（6か月）の定めにかかわらず、返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われた場合は、PTS 制度信用取引についても返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われますのでご注意ください。また、金融商品取引所による返済期限の変更が行われていない場合でも、PTS 運営業者がPTS 制度信用取引を継続することが適当でない認め、PTS 制度信用取引の返済期限（6か月）の定めにかかわらず、返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますのでご注意ください。
- ・ 上記3点を除き、PTS 制度信用取引における金利、貸株料、品貸料、貸株料その他の取扱いは、制度信用取引と同じとなります（前項を参照ください）。

○ 一般信用取引（PTS 一般信用取引については次項をご覧ください）

- ・ 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象としますが、品貸料、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。ただし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- ・ 一般信用取引ができる銘柄は、株券等であれば、上場廃止基準に該当した銘柄および当社が独自に取引を制限している銘柄を除いたものとなります。なお、金融商品取引所が売買状況等により、特定の銘柄について一般信用取引の利用を禁止する場合があります。
- ・ 一般信用取引における貸株料、品貸料、返済期限および金利は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※2）。また、貸株料、品貸料および金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、一般信用取引を利用されるお客様は当社にご確認ください。
- ・ 一般信用取引によって売買している株券等について株式分割等による株式を受ける権利又は

株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。

- 一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則として、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉について当社における株券等の調達が困難となった場合等において、当社が定める期日を決済期日として設定することがあります。この場合、当社が設定する決済期日を越えて一般信用取引を継続することはできません。そのため、当社の任意でお客様の在庫不足となった銘柄の新規売建注文を失効、および在庫不足となった売建玉の強制返済注文を執行いたします。この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。
- 一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引へ変更、または逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引へ変更することはできません。

※当社の対面取引では、一般信用取引はお取り扱いしておりません。

※1 裏付け資産が、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※2 その額は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

○ PTS 一般信用取引

- PTS 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、PTS において行われる信用取引ですが、品貸料、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。ただし、PTS 一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- 一般信用取引の新規注文に関しましては、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」により、ジャパンネクスト証券株式会社および大阪デジタルエクステンシブ株式会社が運営するPTSに取次ぎができません。
- 上記2点を除き、PTS 一般信用取引における銘柄選定、金利、貸株料、品貸料、貸株料その他の取扱いは、一般信用取引と同じとなります（前項を参照ください）。

信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における信用取引については、以下によります。

- 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引
取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
PTS（私設取引システム）への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
株券等の売買の媒介、取次ぎ又は代理
- 信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 信用取引における配当落調整金は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 買付けを行ったお客様が受け取る配当落調整金については、法人税に係る所得の計算上、買付けに係る対価の額から控除されます。売付けを行ったお客様が支払う配当落調整金については、法人税に係る所得の計算上、売付けに係る対価の額から控除されます。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」及び PTS 信用取引に係る合意書に必要事項を記入のうえ、当社届出印をご捺印のうえ当社に差入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書および信用取引口座約款については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- ・ 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ 信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引（PTS 制度信用取引を含みます）を行うのか、一般信用取引（PTS 一般信用取引を含みます）を行うのか（別紙 3「SB I 証券の信用取引について」に記載の日計り信用取引も含む）の別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。
- ・ 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- ・ PTS は、上記の日々公表銘柄に加え、PTS 日々公表銘柄に関する規定を設け、当該規定に該当した銘柄を「PTS 日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- ・ お客様が当社に差入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されており、したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、信用取引によって買付けた株券等および信用取引によって株券等を売付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済および現引・現渡による信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっ

ても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

- ・ 適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）が1単元以上の信用取引の売付けを行う場合、およびそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることがありますので、ご注意ください。
- ・ 注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・ 万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡下さい。
- ・ 当社が口座名義人の死亡を確認した時点で信用建玉の未決済がある場合、当社が口座名義人の死亡を確認した日以降、当該信用建玉の任意返済措置を行い、精算金額を確定いたします。

当社の概要

商号等	株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号、 商品先物取引業者
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会、日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	54,323,146,301円(2024年3月31日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年3月
連絡先	お取引のある取扱店までご連絡ください。

SBI証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

電話番号 : 株式会社SBI証券カスタマーサービスセンター

固定電話 : 0120-104-214 (無料)

携帯電話 : 0570-550-104 (有料)

受付時間 : 平日(年末年始を除く) 8:00-17:00

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日、年末年始を除く）

代用有価証券の種類、代用価格等

委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

国債（個人向け国債を除く）	95%以下
政府保証債	90% //
地方債・社債	85% //
金融債	85% //
上場新株予約権付社債	80% //
上場株券	80% //
公社債投信	85% //
追加型株式投信	80% //
単位型株式投信	80% //(クローズド期間終了後のもの)
上場投資信託等	80% //(ETF、REITなど)

※ 上記有価証券であっても、銘柄・数量により受入れられない場合があります。

※ NISA 預りの保有株式は当社では代用有価証券として差入れはできませんのであらかじめご了承ください。

※ 当社判断等により適格除外とした銘柄につきましては代用有価証券となりません。

委託保証金率および代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されること又は当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更又は除外（以下「掛目の変更等」といいます。）を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して5営業日目以降の日といたします。ただし、下記③の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

- ①発行会社が債務超過となった場合
- ②発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合
- ③特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合

- 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

④売買代金等が過少で流動性が確保できない等、決済リスクの観点から当社が不相当と判断した場合

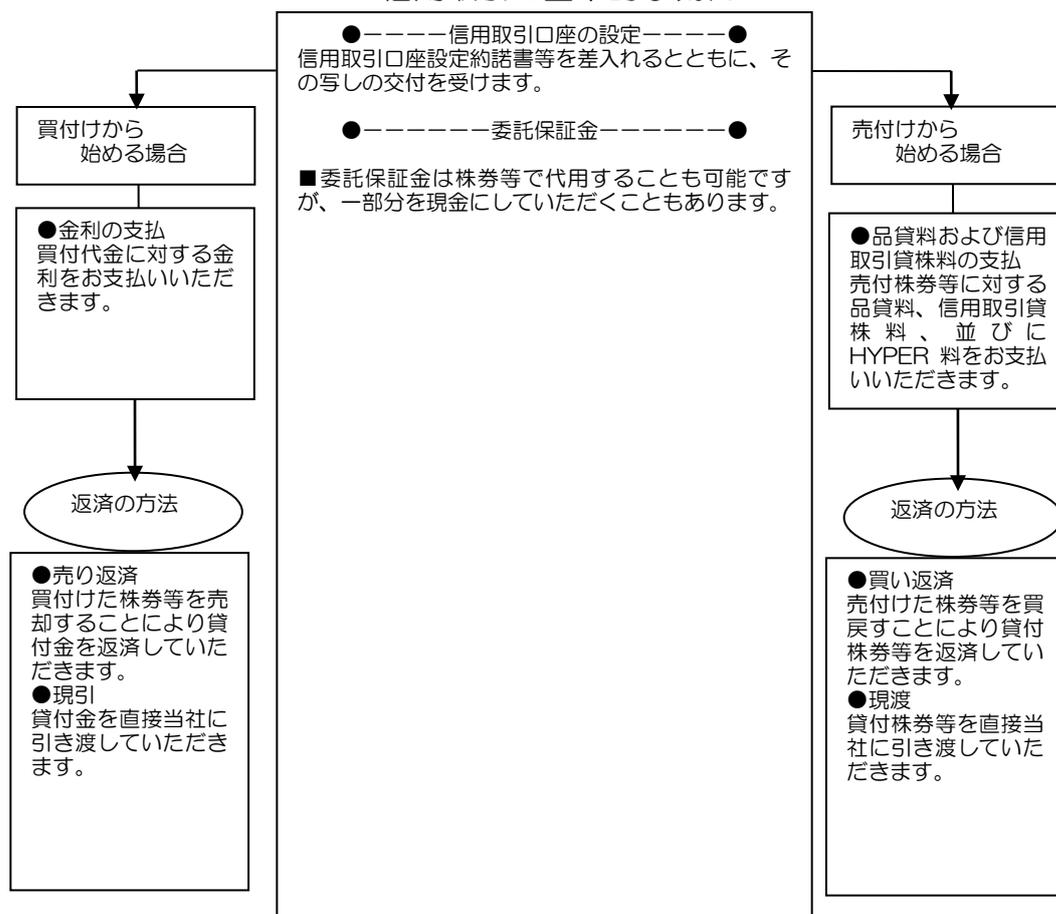
⑤当社における信用取引建玉状況や代用有価証券の預り状況等に著しい偏りが見られる等、与信管理の観点から当社が不相当と判断した場合

なお、代用有価証券の掛目は、与信管理の観点から銘柄別のほか、お客様ごとに変更することがございます。

⑥その他、総合的な観点から当社が不相当と判断した場合

以 上

信用取引の基本的な流れ



注 1 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

注 2 金利、貸株料、HYPER料等の取扱いについては、お客様と当社との合意によって決定されます。

注 3 委託保証金率および代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更される又は当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

以 上

SBI証券の信用取引について

1. 信用取引口座の開設

(1) 口座開設基準

当社で信用取引口座を開設されるには、下記の条件が必要となります。

- 年齢70歳未満の成人であること（未成年は開設不可）
- 当社より常時連絡がとれること
- 信用取引のルール、「信用取引口座設定約諾書」、「PTS 信用取引に係る合意書」、「信用取引口座約款」および本書面を十分に理解されていること
- 十分な金融資産および証券知識があること
- 株式の投資経験があること
- 当社に既に口座開設されていること
- 登録金融機関業務に従事されていないこと
- 金融商品仲介業を営んでいないこと
- 金融商品仲介業務に従事されていないこと
- その他当社が定める基準を満たすこと

(2) 口座開設審査

信用取引口座を開設されるには、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、面談（又は電話）による審査をさせていただきます。

注）審査の結果、信用取引口座を開設できない場合がございます。その場合、当社はその事由については開示いたしません。

(3) 提出書類

- 「信用取引口座設定約諾書」
- 「PTS 信用取引に係る合意書」
- 「信用取引口座約款」

(4) 口座開設までの流れ

- ① 口座開設基準を満たしていることをご確認ください。
- ② 面談（又は電話）によるヒアリング審査を行います。
- ③ 審査結果をご連絡いたします。
- ④ 審査を通過されたお客様には「信用取引口座設定約諾書」、「PTS 信用取引に係る合意書」、「信用取引口座約款」および「信用取引の契約締結前交付書面」をご郵送します。内容をご理解いただき「信用取引口座設定約諾書」、「PTS 信用取引に係る合意書」および「信用取引口座約款」をご記入・ご捺印の上ご返送ください。なお、「信用取引口座設定約諾書」は4,000円の収入印紙を貼付けのうえ、ご提出ください。
※ 当社より郵送後、改定が行われたもの又は3ヶ月以上経過したものは、ご返送いただきましてもお受けできません。あらかじめご了承ください。（信用取引口座開設には、再度お申し込みが必要となります。）
- ⑤ 当社に必要書類が到着後、内容を確認の上、信用取引口座を開設します。
- ⑥ 信用取引の口座開設が完了した旨を当社よりご連絡いたします。
※ 信用取引（ご注文）は、この連絡がお客様に到着後、可能となります。

2. 基本ルール

- (1) 本書面において営業日とは国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。
- (2) 当社の信用取引ルールを遵守されない場合は、その後のご注文をお受けできない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- (3) 当社では「制度信用取引」、「一般信用取引」、並びに一般信用取引の仕組みを利用した約定日当日が返済期限の「日計り信用取引」をお取扱いいたします。
※ 当社の対面取引では、一般信用取引はお取扱いしておりません。
- (4) 信用建玉が無い状態（信用取引口座開設後、全くお取引が無い状態も同様とします。）が6ヶ月間以上継続いたしますと、信用取引口座は閉鎖されることがあります。なお、信用取引口座が閉鎖されますと、再度信用取引を行う場合に、改めて新規に信用取引口座をお申し込みされる場合と同じ手続きをおとりいただく必要がございます。また、信用取引口座設定約諾書等の必要書類に関しましても、再度ご提出していただきますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 信用取引等において、当社から取引明細および残高明細等の内容についての確認を求めた場合、又は当社から委託保証金代用有価証券として当社に差入れている有価証券を当社が混同担保に使用することに対し同意を求めた場合には、お取引明細、建玉明細および金銭・証券残高等をご確認いただき、所定の書面をご記入・ご捺印のうえ必ず当社の指定する日までにご返送ください。ご回答いただけない場合には以後の取引を制限させていただきます。
- (6) MRF(マネー・リザーブ・ファンド) 自動継続投資口座を保有されている場合には、信用取引口座開設時にMRFのお預かり残高は全て返還(売却)し、MRF自動継続投資口座は解約いたします。

3. 必要委託保証金

(1) 新規建時の最低委託保証金

新規建時の委託保証金は30万円以上（全額代用有価証券でも可。）とします。

(2) 委託保証金率

- 委託保証金率は約定価額の30%以上とします。
- 委託保証金率が30%未満の場合、新規建および委託保証金現金の引出しはできません。
- 委託保証金率とは、建玉代金合計に対する実質保証金の割合をいいます。

(計算式)

$$\text{委託保証金率 (\%)} = (\text{委託保証金現金合計} + \text{代用有価証券評価額 (現金換算額) 合計} - \text{支払諸経費}^{\ast 1} - \text{建玉の評価損益合計}^{\ast 2} - \text{受渡未到来の決済損合計}^{\ast 3}) \div \text{建玉代金合計} \times 100$$

*1 お客様の支払う経費の合計です。

*2 「評価損益合計」がマイナス(損)の場合のみ差引き、プラス(益)の場合は、「評価損益合計」はゼロと

して計算します。

*3 決済益との差引きではなく、決済損のみの合計です。

(3) 追加保証金（追証）の差入れ

- 委託保証金最低維持率は20%です。
- 建玉評価損の拡大または代用有価証券の値下がりまたは掛目の変更等により、大引け後のお客様の委託保証金率が20%を下回った場合には、20%を回復するまで追加保証金を差入れていただきます。また、金融商品取引所の取引規制等又は当社独自の判断により、当該20%の数値は変更されることがあります。

(追加保証金計算例)

お客様A氏が保証金300万円を現金で差入れ、B社株を1,000円で1万株信用取引で買建てした。その後B社株の相場変動により200万円の評価損(委託手数料、金利等を含む)が発生した。A氏の追加保証金額はいくらか。

$$\begin{array}{rcl} \text{受入保証金} & - & \text{評価損} = \text{受入保証金残額} \\ (300 \text{ 万円}) & & (200 \text{ 万円}) \quad (100 \text{ 万円}) \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{約定金額} & \times & 20\% = \text{維持するために必要な保証金額} \\ (1,000 \text{ 万円}) & & (200 \text{ 万円}) \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{維持するために必要な保証金額} & - & \text{受入保証金残額} = \text{追加保証金額} \\ (200 \text{ 万円}) & & (100 \text{ 万円}) \quad (100 \text{ 万円}) \end{array}$$

答 追加保証金額 100万円

- 建玉評価損の拡大または代用有価証券の値下がり等により、大引け後のお客様の委託保証金が30万円を下回った場合には、30万円を回復するまで追加保証金を差入れていただきます。
- 追加保証金は発生日の翌営業日までにご入金ください。
当社にて着金の確認ができることが必要となります。当社にて着金の確認ができない場合には、その後の新規建のご注文はお受けしませんのであらかじめご了承ください。
※ 必要入金額は、当社でお取引のある取扱店へお電話にてご確認ください。
- 追加保証金の発生日から2営業日後の12:00までに当社にて着金の確認ができない場合、発生日から2営業日後の後場寄付以降、当社の任意で全ての建玉を反対売買による決済をさせていただきます。その際決済損が発生した場合は、委託保証金現金および代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合には速やかにご入金していただきます。
- 追加保証金が発生し、その後株価の値上がり等により委託保証金率が20%を回復した場合でも、当該追加保証金の入金が必要となります。

(4) 代用有価証券・代用掛目

代用有価証券は当社が指定する有価証券の売買単位数のみとさせていただきます。代用掛目とは、有価証券の種類・銘柄ごとに異なる現金換算率です。代用掛目は取引所基準に準拠いたします。ただし、金融商品取引所の取引規制等又は当社独自の判断により代用掛目に変更される場合がございます。

※代用有価証券の掛目は、与信管理の観点から銘柄別のほか、お客様ごとに変更することがございます。

なお、代用有価証券を売却された場合、売却された代用有価証券の受渡日において、委託保証金率が30%を下回っている状態で、売却受渡代金と、それを上回る評価額での代用有価証券の入替は、保証金引出不足となるため行えません。そのため、売却受渡代金と代用有価証券評価額との差額を、売却された代用有価証券の受渡日の15時30分までにご入金していただき、当社にて着金の確認ができることが必要となります。当社にて着金の確認ができない場合には、その後の新規建のご注文はお受けしませんのであらかじめご了承ください。

4. 返済期限・決済期日

(1) 制度信用取引

お客様ご自身で建玉を返済できる最終日を「返済期限」といい、また、その翌営業日を「決済期日」といいます。制度信用取引では、新規建約定日より6ヶ月目の応当日をいいます。なお、返済期限は下記7.(1)、(3)、(4)等の事由により、変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。決済期日の変更の際には、お電話等でご連絡いたします。また、売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割により増加した建玉の返済期限は、当初建玉の返済期限と同日になります。

(2) 一般信用取引

当社の選定により、銘柄ごとに返済期限は短期、長期（原則として無期限）のいずれかの返済期限となりますが、以下に定める場合には、当社が返済期限を設定します。その場合は、お電話等でご連絡いたします。また、売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割により増加した建玉の返済期限は、当初建玉の返済期限と同日になります。

- ① 建玉銘柄が証券金融会社によって担保非適格銘柄とされた場合
- ② 建玉銘柄において、下記7.(1)、(3)、(4)、売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割以外の株式分割が行われる場合、又は株式移転および会社分割等の事由が発生した場合。ただし、合併比率、交換比率、移転比率等を考慮し、当社の判断において返済期限の設定を行わない場合があります。
- ③ 法令諸規則およびその他関係諸規則の変更又は監督官庁等の指示等により、返済期限を設ける必要が生じた場合。
- ④ 当社が独自の判断により返済期限を設ける場合。ただし、この場合には原則として、返済期限が長期（原則として無期限）の場合、3ヶ月前までに、短期の場合、返済期限の前営業日までに、その旨を通知いたします。

(3) 日計り信用取引

日計り信用取引においては新規建約定日当日が返済期限となります。一般信用取引の仕組みを利用しているため、返済期限が約定日当日であること以外は一般信用取引に準じます。返済期限である新規建約定日当日までに返済されない場合には翌営業日の寄付で反対売買による決済をさせていただきますのでご留意ください。詳しくは下記5.(3)③をご確認ください。

5. 取 引

(1) 取引市場・取扱銘柄

- ① 当社での制度信用取扱銘柄は各金融商品取引所の上場銘柄で制度信用銘柄として指定された銘柄のうち当社の定める銘柄、および一般信用取扱銘柄は各金融商品取引所の上場銘柄のうち当社の定める銘柄に限らせていただきます。なお、金融商品取引所の取引規制等又は当社独自の判断により取引が制限される場合がございます。
- ② 当社の信用取引取扱銘柄において、株式公開買付（TOB）等の実施が発表され、証券金融会社が貸借取引の申込停止措置等の実施を発表した場合、当社は立会時間中であるか否かにかかわらず、直ちに当該銘柄の以後の取引を制限する場合があります。

(2) 新規建

- ① 新規建は、委託保証金率が30%未満の場合には行うことができません。
- ② 新規建は銘柄・数量等により、当社独自の判断でお取引を制限する場合がございます。また、建玉制限は、与信管理の観点から銘柄別のほか、お客様ごとに変更することがございます。さらに一般信用取引、および日計り信用取引の売建は、当社において銘柄ごとの株券等の在庫状況に応じて上限株数を設定いたしておりますので、在庫不足となった場合は、お客様の一回の注文あたりの新規建可能額内のご注文であっても受け付けできません。なお、各銘柄の売建注文可否の詳細は当社でお取引のある取扱店までご連絡ください。
- ③ 即日預託銘柄、取引所等による規制措置が発動された銘柄、又は当社が独自に指定した銘柄については、一般信用取引の新規建注文を制限するほか、発注済のご注文については失効となる場合があります。
- ④ 制度信用銘柄のうち、「貸借銘柄」、および「一般信用取引、日計り信用取引のうち当社が指定した銘柄」は、新規の買建・売建ともに行うことができます。「非貸借銘柄」は、新規の買建のみ行うことができます。
- ⑤ 約定後、取引種類の変更はできません。
例) 一般信用取引から制度信用取引、制度信用取引から一般信用取引への変更
日計り信用取引から制度信用取引、一般信用取引から日計り信用取引への変更
信用注文約定後、現物注文に変更等
- ⑥ HYPER 空売りとは、日計り信用取引の新規売注文のうち、当社が定めた銘柄で信用取引貸株料に加えて6.諸費用(5)HYPER 料に記載のHYPER 料を当社にお支払いいただくことでご注文可能なお取引です。

(3) 返 済

- ① 返済期限
返済期限は、上記4.返済期限・決済期日の定める所によります。
- ② 返済方法

買建を行った場合、返済期限までに売返済（転売）あるいは現引をしていただきます。売建を行った場合、返済期限までに買返済（買戻し）あるいは現渡をしていただきます。なお、約定後の当該建玉の変更はできません。

イ. 売返済（転売）・買返済（買戻し）

買建の場合は売返済（転売）、売建の場合は買返済（買戻し）を行い差金により決済していただきます。

なお、返済は原則として新規建を行った市場以外では行えません。

ロ. 現引

「現引」とは買建玉に対する貸付金（受渡代金）を支払うことにより現物株式等を引き取ることです。受渡金額は「買建値×現引数+諸経費」となります。

現引を行う場合には、あらかじめ現引に必要な代金相当額以上の金銭をご入金ください。

ハ. 現渡

「現渡」とは売建玉に対する貸付株券等を引渡すことにより受渡代金を受取ることです。受渡金額は「売建値×現渡数-諸経費-譲渡益税」となります。

現渡は、現渡に必要な売建玉と同銘柄・同数量の現物単元株等のお預りが当社にある場合に行うことができます。

③ 返済期限までに決済されない場合のお取扱い

返済期限までに決済されない場合、原則として返済期限の翌営業日の寄付で反対売買による決済をさせていただきます。その際決済損が発生した場合、委託保証金現金を当該決済損に充当します。委託保証金現金で充当できない場合は反対売買受渡日までに不足金をご入金していただき、当社にて着金の確認ができることが必要となります。着金の確認ができない場合はその後の新規建はできなくなります。加えて受渡日の翌営業日以降、代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合には速やかにご入金していただきます。

④ 一般信用取引、日計り信用取引の売建在庫不足時の注文失効、および強制返済

当社では一般信用取引、および日計り信用取引の売建において、当社事由により株券等の調達が困難またはその恐れがあると判断した日（以下、在庫不足日）から、一定の催告期間を設定した上で、当該銘柄の在庫不足状況の段階に応じて、在庫不足が解消するまで、以下のとおり当社の任意でお客様の在庫不足となった銘柄の新規売建注文を失効、および在庫不足となった売建玉の強制返済注文を執行いたします。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、催告期間を設けずにできるとともに、あらかじめ定めた返済期限を繰り上げることといたします。

イ.在庫不足日において、当該銘柄の「期間指定」注文で繰り越している新規売建注文を失効いたします。

ロ.新規売建注文を失効しても在庫不足が解消しない場合、在庫不足日の翌営業日、後場の寄付前において、当該銘柄の発注済み売建玉返済注文を強制執行いたします。

ハ.当該銘柄の発注済み売建玉返済注文が強制返済されたとしても、当該銘柄が在庫不足であることが判明した場合、未決済売建玉も強制返済の対象といたします。

在庫不足日の翌営業日において、市場で値がつかない等の事由により売建玉の返済を行うことができなかつたときは、返済期限の翌々営業日以降に強制返済させていただきます。ただし、各段階の執行により株券等の調達ができ当該銘柄の在庫不足が解消された場合の強制執行は、各段階までとなります。

※当該銘柄の「期間指定」注文の繰り越し新規売建注文を失効するのは、返済期限が長期（無期限）の場合のみとなります。

※在庫不足日の翌営業日の強制返済注文は、一般信用取引の売建玉のみが対象となります。

※在庫不足日の翌営業日において、当社の任意で強制返済する際に、一時的に当該銘柄についてのみお客様のご注文の受け付け、訂正、取消をすることはできません。

6. 諸費用

諸費用は決済時に精算します。ただし、一般信用取引・日計り信用取引に関する諸費用については、当社の定める一定の期日をもって徴収することがあります。

(1) 信用取引の委託手数料

別表の委託手数料をお支払いいただきます。

(2) 金利

買建玉の場合は買付代金に対する金利をお客様がお支払いいただき、売建玉の場合は売付代金に対する金利をお客様へお支払いします。

(計算式)

買い方(売り方)金利 = 新規建約定金額 × 買い方(売り方)金利 × 日数 / 365

* 日数は新規建受渡日から決済受渡日まで両端入れによって算出します。

信用取引の金利は直近の金融情勢や証券金融会社と証券会社との貸借金利（証券金融会社が証券会社に信用取引に関する融資を行う際の金利）の動向等に基づき、制度信用取引・一般信用取引・日計り信用取引それぞれについて当社が定めた率といたします。

(3) 信用取引貸株料

信用取引貸株料は売り方のお客様から徴収するものです。個別の貸株等超過銘柄に係る品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。信用取引貸株料の料率は、金融情勢の変化等により変更する場合があります。事前に当社にご確認ください。

(計算式)

貸株料 = 新規建約定金額 × 貸株料率 × 日数 / 365

* 日数は新規建受渡日から決済受渡日まで両端入れによって算出します。

(4) 品貸料(逆日歩)

証券金融会社において売り方(売建)が買い方(買建)を超過し、株券等の不足が発生する場合、証券金融会社はその不足株券等を他から有料で調達し貸付けます。その際、売り方(売建玉)の場合は株券等の借り賃を品貸料(一般に「逆日歩」と言います。)と

してお支払いいただきます。買い方（買建玉）の場合は品貸料を受取ります。ただし、一般信用取引・日計り信用取引における買い方（買建玉）の場合は、品貸料を受取ることはできません。

逆日歩は1株（又は1口）あたり何銭という計算で行われ、当社ウェブサイト等でご確認いただけます。なお、逆日歩は証券金融会社により決定されるため、金銭等は一律ではございません。

（計算式）

新規建受渡日から決済受渡日の前日までの期間の品貸料の累計×売建数

（5） HYPER 料

日計り信用取引のHYPER空売りは、信用取引貸株料に加えてHYPER料を当社にお支払いいただきます。HYPER料は日々変動し、売建受渡日から当該返済受渡日までの両端入れ（建日、翌営業日に強制返済された場合は翌営業日、当社休業日をまたぐ場合は当社休業日を含む）で1日につき1株あたり、前営業日終値（終値がない場合は各銘柄の優先市場における前営業日終値等から算出される基準価格）×1%を上限といたします。また、HYPER料は銘柄ごとに設定いたします。銘柄ごとの一覧は当社でお取引のある取扱店までお問い合わせください。

（6） 管理費

新規建約定日より1ヶ月目ごとの応当日を経過する都度、1株（又は1口）につき10銭（税込11銭）（取引所等が定める売買単位が1株である銘柄については1株につき100円（税込110円））の割合で管理費が必要となります。なお、管理費は最低100円（税込110円）、最高1,000円（税込1,100円）となります。

（7） 権利処理等手数料（名義書換料）

買建玉について、総株主通知に係る株主確定日を基準日とする権利付き最終売買日と権利落ち日をまたいで建てていた場合、権利処理等手数料（名義書換料）として毎回1売買単位あたり50円（税込55円）必要となります。諸費用として権利処理手数料（名義書換料）が差し引かれますのは、原則、権利落ち日となります。

また、株式の分割、併合またはくくり直しについて、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率（当該株式の分割後の発行済株式の総数を当該分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいいます）、当該併合比率（当該株式の併合後の発行済株式の総数を当該併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいいます）または当該くくり直し比率（くくり直し前の1単元の株式の数を当該くくり直し後の1単元の株式の数で除して得た数をいいます）をそれぞれ乗じて得た数（以下、「分割等による調整率」といいます）が10以上となった銘柄については、前記手数料に、10を分割等による調整率で除して得た数を乗じた金額が、必要となるものとします。

※権利処理等手数料（名義書換料）に上限金額はありません。1売買単位（1単元）あたりの投資金額が少額の銘柄を買建していた場合、名義書換手数料が投資金額に対し多額となる場合があります。

7. その他のルール

（1） 合併・株式交換

- 建玉銘柄が合併または株式交換することとなった場合、その銘柄の最終売買日の前営業

日が返済期限となることがあります。その際は、お電話等で決済期日をご連絡いたします。

- 代用有価証券が合併または株式交換により、単元未満株となった場合には、合併日または株式交換日の前営業日に代用有価証券から除外されます。その結果、委託保証金率が20%を下回り、追加保証金の差入れが必要となる場合がございます。十分ご注意ください。
- 売買停止期間の代用有価証券の評価単価の取得方法は、最終売買日の終値とします。

(2) 株式分割等

- 制度信用取引の建玉銘柄が株式分割等を行う場合については、本書面本文「信用取引の仕組みについて ○制度信用取引」に記載のとおりですのでご参照ください。
- 一般信用取引の建玉銘柄が売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割を行う場合は原則として株式分割の分割比率に応じて一般信用取引の買付け数量を増加し買値（約定値段）を減額します。
- 一般信用取引の建玉銘柄が売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割以外の株式分割を行う場合は原則として建玉の継続ができません。この場合、当該株式分割に係る権利付き最終売買日の翌営業日が返済期限となります。その際は、お電話等で決済期日をご連絡いたします。
- 代用有価証券に株式分割銘柄が含まれている場合、株式分割比率に応じて代用有価証券の株数を調整いたします。分割分の新株の口座への入庫は、原則として分割の効力発生日となります。

(3) 株式併合（減資）

- 建玉銘柄が株式併合（減資）銘柄である場合、その銘柄の権利付き最終売買日の前営業日が返済期限となる場合があります。その際は、お電話等で決済期日をご連絡いたします。
- 代用有価証券に株式併合銘柄が含まれている場合に、単元未満株となった場合には、併合期日に代用有価証券から除外されます。その結果、委託保証金率が20%を下回り、追加保証金の差入れが必要となる場合がございます。十分ご注意ください。

(4) 上場廃止

- 建玉銘柄が上場廃止銘柄である場合、その銘柄の最終売買日の前営業日が返済期限となります。その際は、お電話等で決済期日をご連絡いたします。
- 代用有価証券のうち、当該株券等が上場廃止基準に該当した場合又は登録取消しされることとなった場合、その該当した日又は登録取消しされることとなった日の翌日から、代用有価証券から除外されます。

(5) 信用取引配当金について

権利付き最終売買日と権利落ち日をまたいで信用建玉がある場合、株主総会（受益証券については分配金支払開始日）の1～2週間後に配当分を、買建玉についてはお客様の口座へ入金し、売建玉についてはお客様の口座より差し引きます。

委託保証金現金が売建玉の差し引く配当分に満たない場合、別途その配当分に満たない額を御請求させていただきますのでご了承下さい。この際、必要金額を指定した期日までにご入金いただけない場合には以後の取引を制限させていただくことがあります。

すでに返済が終了した建玉に対しても配当金の授受が発生します。特に売建玉の場合は

配当金の支払義務が発生しますのでご注意ください。
これら配当金は、一般の現物株と同様に税金を源泉徴収された後の金額が対象となります。
ただし、一般信用取引（日計り信用取引については売建玉のみ）については源泉徴収される
前の配当金額が対象となります。

8. 信用取引の契約締結前交付書面（本書面）の変更

本書面の内容は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更される
場合があります。変更の内容が、お客様の従来の特権を制限する若しくはお客様に新たな義
務を課すものであるときには、その変更事項を書面等で通知いたします。この場合、所定の
期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意いただいたものとさせていただきます。

(2024年11月)

信用取引手数料表（対面取引）

株式会社SBI証券

◀国内株式等信用取引▶

■ 国内株式委託手数料（上限）

約定代金	委託手数料
100万円以下の場合	約定代金の1.15%(税込1.265%)
100万円を超え 500万円以下の場合	約定代金の0.9%(税込0.99%) + 2,500円(税込2,750円)
500万円を超え 1,000万円以下の場合	約定代金の0.7%(税込0.77%) + 12,500円(税込13,750円)
1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	約定代金の0.575%(税込0.6325%) + 25,000円(税込27,500円)
3,000万円を超え 5,000万円以下の場合	約定代金の0.375%(税込0.4125%) + 85,000円(税込93,500円)
5,000万円を超え 1億円以下の場合	272,500円(税込299,750円) 又は「約定代金の0.18%(税込0.198%) + 128,000円(税込140,800円)」のいずれか高い方の額
1億円を超え 3億円以下の場合	約定代金の0.16%(税込0.176%) + 148,000円(税込162,800円)
3億円を超え 5億円以下の場合	約定代金の0.1%(税込0.11%) + 328,000円(税込360,800円)
5億円を超え 10億円以下の場合	約定代金の0.08%(税込0.088%) + 428,000円(税込470,800円)
10億円を超える場合	約定代金の0.06%(税込0.066%) + 628,000円(税込690,800円)

※ただし、約定代金の1.15%(税込1.265%)に相当する額が2,500円(税込2,750円)に満たない場合は2,500円(税込2,750円)

■ PTS取引手数料（上限）

1注文の約定代金	委託手数料
100万円以下の場合	約定代金の1.0925%(税込1.20175%)
100万円を超え 500万円以下の場合	約定代金の0.8553%(税込0.94083%) + 2,377円(税込2,614円)
500万円を超え 1,000万円以下の場合	約定代金の0.6648%(税込)

	0.73128%) + 11,905 円 (税込 13,095 円)
1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合	約定代金の 0.5463% (税込 0.60093%) + 23,762 円 (税込 26,138 円)
3,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合	約定代金の 0.3563% (税込 0.39193%) + 80,772 円 (税込 88,849 円)
5,000 万円を超え 1 億円以下の場合	258,905 円 (税込 284,795 円)
1 億円を超え 3 億円以下の場合	約定代金の 0.1524% (税込 0.16764%) + 140,658 円 (税込 154,723 円)
3 億円を超え 5 億円以下の場合	約定代金の 0.0953% (税込 0.10483%) + 312,172 円 (税込 343,389 円)
5 億円を超え 10 億円以下の場合	約定代金の 0.0762% (税込 0.08382%) + 407,458 円 (税込 448,203 円)
10 億円を超える場合	約定代金の 0.0572% (税込 0.06292%) + 598,029 円 (税込 657,831 円)

※ただし約定代金の 1.0925% (税込 1.20175%) に相当する額が 2,377 円 (税込 2,614 円) に満たない場合は 2,377 円 (税込 2,614 円)

※詳細に関しては、お取引のある取扱店までお問合せください。

《その他の費用》

信用取引口座開設時に「信用取引口座設定約諾書」を当社に差入れる場合は、4,000 円の収入印紙を貼付していただく必要があります。

また、信用取引では、お客様のお取引の内容により、信用金利、信用取引貸株料、品貸料（逆日歩）、HYPER 料、管理費、権利処理等手数料（名義書換料）等の費用がかかります。詳しくはお取引のある取扱店までお問合せください。

以上
(2024 年 11 月)